

○国立大学法人筑波大学職員兼業規程

平成19年3月22日
法人規程第21号

改正 平成27年法人規程第15号

平成28年法人規程第25号

令和4年法人規程第22号

国立大学法人筑波大学職員兼業規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学本部等職員就業規則（平成17年法人規則第7号。以下「本部等職員就業規則」という。）第44条第2項、国立大学法人筑波大学附属病院就業規則（平成17年法人規則第12号。以下「附属病院職員就業規則」という。）第44条第2項及び国立大学法人筑波大学附属学校職員就業規則（平成17年法人規則第17号。以下「附属学校職員就業規則」という。）第41条第2項の規定に基づき、職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(兼業の基準)

第2条 兼業は、次の各号のいずれにも適合する場合に従事することができる。

- (1) 職員が兼業に従事しても、国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の業務の遂行に支障がない場合
- (2) 職員と兼業先との間に特別の利害関係がなく、かつ、その発生のおそれがない場合
- (3) 法人の信用を傷つけ、又は法人の不名誉となるおそれがない場合
- (4) その他職務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない場合

(職務とみなすもの)

第3条 前条に規定する兼業の基準に適合する場合であっても、次の各号のいずれにも該当するときは、職務とみなすことができる。

- (1) 国若しくは地方公共団体の各種委員等（地方公共団体の教育委員会、地方労働委員会等の執行機関の委員等を除く。）、独立行政法人、他の国立大学法人、大学共同利用機関法人等の各種委員等又は教育、学術、文化若しくはスポーツの振興を図ることを目的とする特殊法人、公益法人等の各種委員等の業務であって、特に公益性が高いと認められるものであるとき。
- (2) 無報酬（報酬が旅費等の実費相当額と認められる範囲内のものである場合を含む。次条において同じ。）であるとき。
- (3) 学長又は組織の長に対して要請があった業務であって、当該業務に従事することに相当の理由があると認められるものであるとき。

第4条 前条に規定するもののほか、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第8号の規定に基づき法人が出資を行った事業（国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第3条第2項第1号に規定する事業に限る。）の事業者（法人が議決権の全部を保有している事業者に限る。以下「出資事業者」という。）の役員又は職員の職を兼ねる場合

であって無報酬であるときは、職務とみなすことができる。

(兼業の従事時間等)

- 第5条 兼業は、原則として、法人の業務に従事する必要がない時間に従事するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、兼業の内容、従事時間等を踏まえ特に必要があると認められる場合は、勤務時間内において兼業に従事することができる。この場合において、職員が報酬を得るときは、当該職員の給与を減額することができる。
- 3 兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の3割を超えないようにしなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本部等職員就業規則第64条、附属病院職員就業規則第63条及び附属学校職員就業規則第61条に規定する給与が基本年俸である職員の兼業の総従事時間数は、1年間の総勤務時間数の4割を超えないようにしなければならない。

(兼業の期間)

- 第6条 兼業の期間は、原則として2年以内とする。ただし、法令等に任期の定めのある職に就く場合は、当該任期とすることができます。

(兼業の承認等)

- 第7条 職員は、兼業（第4条に規定する出資事業者の役員又は職員の職を兼ねる場合であって無報酬であるものを除く。）に従事しようとする場合には、あらかじめ当該兼業の内容、従事期間等を法人に届け出るとともに、学長の承認を得た上でこれを行わなければならない。
- 2 学長は、前項により届出のあった兼業のうち、次条第1項各号のいずれかに該当するものがあるときは、同条に規定する兼業審査委員会の議を踏まえ、兼業の承認に係る可否を決定しなければならない。
- 3 学長は、職員の従事する兼業が第2条の兼業の基準に適合しなくなったと認めるとき若しくは第4条第3項若しくは第4項の総従事時間数に係る定めに違反したと認めるとき又はそのおそれがあると認めるときは、その承認を取り消し、又は変更を命ずることがある。

(兼業審査委員会)

- 第8条 法人に、次に掲げる事項を審議するため、兼業審査委員会を置く。
- (1) 研究成果活用企業の役員（会計参与及び監査役を除く。）、顧問又は評議員（次号において「役員等」といい、発起人を含む。次号において同じ。）への従事に関すること。
- (2) 技術移転事業者の役員等への従事に関すること。
- (3) 株式会社等（出資事業者を除く。）の社外取締役又は監査役への従事に関すること。
- (4) その他兼業に関し必要な事項に関すること。
- 2 兼業審査委員会は、人事及び研究を担当する副学長その他学長が指名する者若干人を委員として組織し、人事を担当する副学長を委員長とする。

(研究成果活用企業等兼業休業)

- 第9条 職員が研究成果活用企業又は技術移転事業者の役員の兼業に従事するため休業する場合の取扱いについては、本部等職員就業規則第32条の2及び附属病院職員就業規則第32条の2の定めるところによる。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、兼業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成19年4月1日から施行し、この法人規程の施行の日以後の届出に係る兼業について適用する。

附 則 (平27. 3. 26 法人規程15号)

この法人規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 3. 24 法人規程25号)

この法人規程は、平成28年4月1日から施行し、この法人規程の施行の日以後の届出に係る兼業について適用する。

附 則 (令4. 3. 24 法人規程22号)

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。